

国民との直接対話の推進に係る基本方針

平成19年5月18日
内閣官房長官決定
平成19年10月23日
一部改正
平成21年1月6日
一部改正

I 基本的考え方

1. 意義及び位置付け

(1) 意義

- ・ 国民との直接対話（以下、「国民対話」という。）は、大臣（やむを得ない理由により大臣が出席できない場合には、副大臣。以下「大臣等」という。）と国民とが形にとらわれず、直接、双方向で対話をを行うことを本旨とし、簡素な形で開催することを原則とする。
- ・ この原則の下、国民対話は、他の広聴手段と比較して、「直接・対面」「双方向」で実施するものであることから、双方向の対話の中で国の政策についての国民の理解が深まり、その上で、直接、国民の意見や提言（以下「意見等」という。）を聴取することが可能となる。また、副次的に、国の政策過程への国民の参加意識を高めることができる。
- ・ さらに、従来型の合意形成の在り方が大きな転換期を迎え、これまでの手法では必ずしも十分に国民の意見等を反映させることができないと指摘されている中にあって、多様化・分散化する国民の政策的な要望を合意形成や国の政策形成にいかす取組として、新たな役割を担うと考えられる点も国民対話の意義の一つである。

(2) 位置付け

- ・ 国民対話を政策決定、実施の段階で行う場合は、政策の広報としての意味合いが強くなるが、内閣府の「タウンミーティング調査委員会」の調査報告書（平成18年12月13日）において、広報の役割が必要以上に重視され、広聴機能を軽視する傾向が見られたことが、タウンミーティングの問題の一つの大きな要因であったと指摘されている。
- ・ したがって、国民の意見等を聴いてこれを政策にいかすことを重視するという観点から、国民対話は、基本的には、政策として対処すべき課題を抽出する前の段階から、政府部内での検討を経て審議会等での結論を得る前の段階までにおいて実施するものと位置付ける。

2. 基本理念

(1) 双方向性の確保

- ・ 国民の意見等を政策立案に反映させることを目的として国民の声を広く聴く「広聴」機能を重視し、大臣等が政策を国民に対して直接説明し、国民の質問に答え、国民の意見等を聴く場であることを基本とする。
- ・ 主な論点、賛成・反対の立場の論拠等、事前に十分な情報を参加者に提供し、議論を活発化させる。

(2) 徹底的な透明化、公正な運営

- ・ テーマ選定、参加者の選定等を徹底的に透明化し、公正に行う。例えば、参加希望者から多数の応募があり抽選を行う必要が生じた場合には、その抽選は、厳正・公正に行うこととする。また、議事進行の参考とするために任意に参加者の意見等を事前に求める場合には、その参加者に関して提出された意見等を前提とした意図的な取扱いは行わない。さらに、主な論点、賛成・反対の立場の論拠等を事前に参加者に提供するとともに、ホームページ等を通じて、一般にも公表する。また、テーマ選定、参加者の選定等を行うに当たり、各段階においてその経過をホームページ上等で公表し、透明化を図る。
- ・ ネット中継も行う等、多くの国民が参加可能なものとする。

(3) 国民からの意見等の適切なフィードバック

- ・ 会場で出されたすべての意見等を議事録にして、開催後速やかに公表する。
- ・ 国民対話で出された意見等の政策への反映状況及びその理由などを国民に対しできる限り明らかにする。
- ・ また、出された意見等を整理して、積極的に関係者に紹介していく。この場合、情報提供を受けた者がより幅広い視点から理解が可能となるよう、テーマが相互に関連する複数回における意見等については、まとめて整理を行う。
- ・ 参加者へのアンケート調査を行い、当日発言しなかった参加者の意見等もより広範に把握するよう努める。また、アンケート調査では国民対話の運営方法に関する意見等についても把握することとし、アンケート結果も踏まえて、個別の開催ごとに、運営方法の検証を行い、改善点については、次回開催に活用する。
- ・ さらに、国民対話で出された意見等を、内閣府が別に実施する世論調査のテーマ選定、設問設定に当たっての参考とする。これによって、国民対話及び世論調査両者に対する国民の意識と理解が深まることが期待される。

3. 名称

国民対話を実施する際に使用する名称については、「麻生内閣の国民対話～強く明るく これからの日本～」とする。

II 運営のあり方

4. 運営の基本イメージ

(1) 総論

- ・会場については、安全面、議論を行うことに適した設備等の点に十分留意しつつ、市民会館等簡素で親近感のあるところを選び、参加者が自由に発言しやすくなるような工夫をする。
- ・出された複数の意見等を関連付けて議論を発展させていく技術を有する司会（コーディネータ）が進行する形態や、途中で参加者から意見等の提出を受けてこれを紹介し、又は発言指名をする形態等も、採用する。
- ・どのような形態にあっても、大臣等と発言者の意見交換を円滑に、かつ、適切に進行するには、司会の技術が重要であることから、こうした専門技術を有する者の雇入れを含めて、適切な司会役を確保する。

(2) テーマの選定及び実施主体の確定

① 総論

- ・国民の関心が高いテーマを選ぶことは重要であるが、一方で、政府が国民の意見等を聞く必要がある場合もある。テーマについては、「各府省庁に寄せられる意見等を参考とした国民の関心が高いテーマ」と「その他政府として実施すべきと考える国政の重要なテーマ」（例：財政再建、エネルギー安全保障、防衛問題等）の2種類に大きく分けて開催し、「その他政府として実施すべきと考える国政の重要なテーマ」の場合は、その旨を事前に明らかにする。
- ・それぞれの地域によって、関心や問題意識が異なることから、開催場所に応じたテーマ選定も考慮する。

② 基本的な選定手順

- ・内閣府から、各府省庁に、(i)「各府省庁に寄せられる意見等を参考とした国民の関心が高いテーマ」、(ii)「その他政府として実施すべきと考える国政の重要なテーマ」を照会する。
- ・内閣府は、上記(i)の照会結果を踏まえて、複数候補をホームページに掲載し、意見募集を行う。
- ・意見募集の結果を整理し、上記(ii)と併せて「国民対話推進会議」（下記6参照）においてテーマ及び実施府省庁を決定する。

(3) 参加募集に当たっての広報

参加募集に当たっては、関心を寄せると考えられる国民に開催情報ができる限り広く伝わるよう、広報を行う。ただし、広報の費用対効果に十分に考慮を払う。

(4) 所要時間

テーマ、開催地等によって、様々な形態があり得るが、「対話」の本旨に沿うようできるだけ多くの発言が活発になされることを目的として、大臣等を含めたすべての発言者の発言時間がそれぞれ短時間になるように議事を進行することとし、標準的な形態としては、次のものを想定する。

- ・全体で90～120分を想定
- ・冒頭、大臣等から議論すべき論点の提示という観点からプレゼンテーションを10～15分程度行う。
- ・明確に賛否が分かれるテーマの場合には、賛成の立場の有識者と反対の立場の有識者がそれぞれ10分程度ずつ意見表明を行う。
- ・この後、会場参加者からの発言を求め、対話を行う。

(5) 参加人数

テーマ等によって、様々な場合が考えられ、上記Ⅰの基本的考え方沿った運営を旨とし、その際、一定の参加人数を所与のものとした取扱いは行わない。

(6) インターネット等の活用

コスト、実施会場における設備の状況等を勘案しつつ、インターネット上のライブ中継、リアルタイムでの意見等の受付等を行う等、IT技術を活用する。また、開催模様を録画して別途インターネットで配信する場合は、開催後速やかに実施する。

5. NPO、地方公共団体との連携、協働

- ・実施企画・業務をNPOが担う場合には、NPOとの協働案件として推進する。この場合において、NPOの持つボランティア精神やその活動ミッションをいかした運営を図る。その際、人件費等の経費節約の観点からNPOの協働案件とするものではない点に十分留意する。
- ・地方公共団体、地域の大学、シンクタンク等（以下「地方公共団体等」という。）との連携、協働による実施も視野に入れる。その際、人件費等の経費節約の観点から地方公共団体や地域の大学等と連携、協働するものではない点に十分留意する。
- ・NPOや地方公共団体等が主催する場に、政府が参加する形式も、状況に応じ

て実施する。

- ・NPO、地方公共団体等との連携、協働により実施する場合は、事後に連携、協働に係る評価を行い、その改善点を次回の連携、協働による実施にいかす。
- ・また、参画に高い意欲を有するケーブルテレビ局等がある場合には、積極的に対応する。

6. 運営体制

- ・国民対話を円滑、かつ、適切に推進するため、内閣において「国民対話推進会議」（以下、「推進会議」という。）を開催する。推進会議は、内閣官房長官から指名を受けた内閣官房副長官（政務）を議長、内閣官房長官から指名を受けた内閣府副大臣を副議長、各府省のすべての副大臣及び議長が指名する者をメンバーとする。また、議長は、必要があると認めるときは、有識者の参加を求めることができる。会議の庶務は内閣府の協力を得て内閣官房において処理する。
- ・推進会議は、テーマ、実施府省庁及びその他国民対話の実施に当たり必要な事項を決定するとともに、開催結果、開催後の対応等についての報告を受け、国民対話の事後評価を統括する。さらに、推進会議は、各府省庁に対する基本方針の徹底、基本方針の改定案の作成等を行う。
- ・内閣府は、実施事務の取りまとめを行うとともに、関係府省庁と連携・共同して国民対話の実施に当たる。

7. 経費支出に関する方針

(1) 基本認識

「税金」を使っているという意識を請負先も含めて、関係者に徹底させる。

(2) 民間請負の考え方

- ・テーマ、参加者、有識者等の選定、結果のフィードバック等運営の基本に係る部分は政府が直接行い、冊子作成、意見表明を行う有識者への謝金の支払、会場整理、議事録作成、ネット中継実務、公表実務等は、民間請負を想定する。また、政府側において適切な司会役の候補者を確保できない場合においては、民間の請負に含める。
- ・民間への請負に当たり、国民対話は簡素な形で開催するとの原則に沿った契約になるよう徹底するとともに、総コストに一定割合を乗じた金額を計上する「一般管理費」についても、一般的な契約における割合を勘案した数値で計上、明示するなど、できる限り明確化を図る。また、費目と費目ごとの金額を明示した上で総額を公表する。
- ・なお、民間への請負に当たり、再請負が不適切に行われないことを確保する。

(3) 契約方式

請負先とは、当面、個別に総額で競争入札を行うことを基本とし、このやり方を積み重ねることを通じて問題がないことを確認した上で、通年契約に移行する。

(4) 謝金等

意見表明を行う有識者に対しては、通常の政府が関与するシンポジウム等の例に準じて謝金を支払うが、会場からの発言者への謝礼は支払わない。

III 方針の見直し等

8. 方針の見直し等

- ・ 本方針については、必要に応じて見直すこととする。
- ・ 国民対話の実施については、内閣官房及び内閣府を中心にして、政府全体の取組として推進することとし、各府省庁それぞれが単独で企画・実施する大臣等と国民との直接の対話であって、国民からの意見等を国の政策に反映させることを主な目的として実施するものについては、その名称の如何を問わず、本方針を踏まえた運営となるよう徹底を図る。

なお、本方針は、各府省庁が大臣等の出席の下に政策広報を主目的として行っている講演会等については、対象としていない。